

J A D I S C L O S U R E

# ディスクロージャー誌

2021

世田谷目黒農業協同組合





# JA TOKYO DISCLOSURE

2021

## 『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

### JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としています。JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましても、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA世田谷目黒へのご理解が一層深まることを願っています。

- \* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- \* 本冊子については、JA世田谷目黒の決算期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の情報について掲載しております。
- \* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
- \* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

# 目 次

ごあいさつ	1
経営方針	3
金融商品の勧誘方針	4
事業の概況	6
社会的責任と貢献活動	11
リスク管理の状況	12
自己資本の状況	15
事業のご案内	16
各種手数料	22
貸借対照表	24
損益計算書	26
注記表	28
剰余金処分計算書	42
部門別損益計算書	43
財務諸表の正確性等にかかる確認	45
会計監査人の監査	45
損益の状況	46
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	47
信用事業	49
共済事業	60
経済事業	62
経営諸指標	65
自己資本の充実の状況	66
役員等の報酬体系	79
当組合の組織	80
沿革・歩み	84

\*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

世田谷目黒農協は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### ● J A を取り巻く情勢

国内農業、農協を取り巻く情勢は、新型コロナの影響による需要減、価格下落への対策が必要となっております。また、「新たな食糧・農業・農村基本計画」が昨年閣議決定されましたが、新たに菅首相の「カーボンニュートラル」に付随した「みどりの食料システム戦略」が急遽策定され、高い目標を掲げております。しかし、戦略にはグローバルなシステムによって自国の食糧自給率・食糧安全保障を確立する構想が無く、欧米中が「自国の食料システム（気候変動対策＋食料政策）」＝「自国有利な食糧安全保障」を「国際基準」にするため、知的財産権の確保をはじめとしたシステム構築を既に進めている中で、国際的な認識と大きくずれております。農水省との「意見交換会」で全中、全農ともに、食糧自給率・食糧安全保障には言及せず、「インスタント戦略」に迎合し、全国連としての役割と存在価値を示す事はありませんでした。さらに、農林中金も規制改革推進会議農林水産WGで、自らが構築した奨励金制度を否定しており、「准組合員の事業利用規制」への対応を含め、単位農協は連合会への依存から脱却し、それぞれの地域に根差した創意工夫と自主自立が求められております。

### ● J A の事業実績

令和2年度の当組合の事業活動は、執行役員理事の迅速な決断により、新型コロナ感染症拡大防止を最優先として、いち早く厳重な対策を策定し、組合員の皆様のご協力のもと感染防止の徹底に努める事が出来ました。お陰様で感染リスクの高い地域にも拘わらず、役職員に感染者を出すことなく事業活動を継続する事が出来ました。

信用事業では、渉外の訪問活動を一時停止し、ご来店の予約制、窓口営業時間の短縮を行いました。組合員の皆様の深いご理解により資金需要にお応えする事ができました。

共済事業では、訪問活動に制約のある中でライフアドバイザー1名が全国表彰を受賞し、当組合も全国優績組合表彰を受賞する事ができました。

経済・指導事業は、組合員のご協力の下、業務効率化・収支改善に努め、生産資材の供給は助成金等の利用や集中斡旋による購入を進めました。また、要望のあった組合員所有の生産緑地を賃借して体験型農園を3園開園することができました。運営ノウハウの蓄積に努め、地域住民への「畑のちから」の提供と、より多くの組合員の要望にお応えできる体制作りを進めてまいりました。

資産サポート事業では、他県JAからの長期研修生受入れを継続しております。「組合員の資産とくらしを守り、農業・農地を守る」ための中心事業として、体験型農園などの生産緑地維持のための提案を含む相続相談業務をブラッシュアップし、常に税制や社会の変化に対応出来る様努力しております。また、引き続き行政と連携して「特定生産緑地制度」の周知と登録申請の支援を行ってまいりました。

日銀のマイナス金利政策の長期化、コロナ禍による追加的金融緩和や金融システムの変化により、全ての金融機関の経営環境は厳しさを増しております。令和元年より農林中金は奨励金水準を段階的に下げ、預け金に上限を設けるなど、単協の信用事業収益の減少は現実となりました。

こう言った事から、当組合は昨年度から信用・共済に偏らない経営として、総合事業による、組合員の農地保全と相談業務を中心事業とした経営を目指して参りました。もちろん収益面では未だに信用事業が中心となっており、一層の効率化や特定組合申請による資金運用の拡大などを進めておりますが、農林中金のシステム開発の遅れやフィンテック企業の参入など、農協金融の競争優位性は早々に失われて行くものと思われまます。さらに、単協にも早期警戒制度が導入される予定となっており、信用事業の代理店化問題が再び浮上してまいりましたが、常に迅速な判断と対応ができるよう情報収集に努めてまいります。

当組合では、「持続可能な収益性・将来に渡る健全性」の確保に向けて、引き続き総合事業体としての機能を発揮し、組合員の農地保全と相続事業継承を主とした相談業務を中心事業に経営を進めて参ります。体験型農園事業は中心事業である相談業務を補完し、組合員からの要望の実現と信頼獲得、地域住民への「畑のちから」の提供により、都市農業・農地への共感と賛同を得ると言う意味でも非常に重要な事業となります。運営ノウハウの蓄積と効率化、新規開園の拡大を行って行く事で、収益構造の転換にも寄与できるものと考えております。

また、当組合では全ての事業実施にあたり、環境への負荷低減、環境保全への積極的な寄与を責務として、平成17年にISO14001を取得し、品質維持に努め、都市農業振興を通じての地域環境保全の取り組みを発信してまいりました。当組合管内の農地は農業生産だけではなく、多面的機能や多様な人が積極的にかかわる事で発揮される多様な機能を内包しています。当組合の事業により、その「畑のちから」を十分に発揮させる事が、各国で取り組みが加速しているSDGs（※1）への取り組みに繋がります。SDGsは17のゴールがありますが、当組合では事業活動を通じて、最も関連の深い5つのゴールの目標達成を目指します。

### ●みなさまへのメッセージ

組合員一人ひとりが主体であり続ける農業協同組合組織こそ、「組合員への貢献」が実現できる組合員本位の組織となります。

本年度も世田谷目黒農協は一步先行く農業協同組合として、常に組合員目線に立って「あつてよかった」と言われる農協を目指し、役職員一同努力して参る所存ですので、組合員各位の一層のご理解、ご協力、参画をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和3年7月

## 経営方針

### 経営理念

#### ◆経営理念

協同組合の基本である、組合員の事業と生活の向上、利用収益の安定的還元と地域社会の発展に寄与します。

#### ◆基本方針

- ① 組合員の農業を支援します。
- ② 組合員の相談業務を中心に各事業を展開します。
- ③ 安心して利用できるよう、健全経営をします。
- ④ 組合員がいずれかの事業を利用することが組織の基本であることを理解していただけるよう努力します。

### 経営方針

#### 「農業者の所得増大」について

当組合の地区内において、農業所得を大きく増大させることは難しいと考えておりますが、組合員に生産資材を提供するなど支援を行うことにより、地場産農産物のPRに努めております。

また、当組合では、農業所得の増大そのものよりも、農地の減少を防ぐこと、営農を継続できる支援を行うことが重要だと考え、相談業務を起点とした事業展開を行い、営農環境を維持するよう努めていきます。

#### 「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮します。

#### 健全経営の為の取り組み

役員に対するコンプライアンス（法令遵守）の徹底と業務管理態勢を常に改善・見直しすることにより、経営の健全性の向上・確保に努めます。

また、経営情報の開示、半期開示の自主的实施やホームページでの開示など組合員をはじめとする事業利用者向けの情報開示を行い、経営の透明性の向上に努めます。



## 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 個人情報保護方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

### 5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

### 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

### 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

### 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

### 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。



## 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにあたり、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。  
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。  
（外部専門機関との連携）
4. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

## 金融円滑化にかかる基本方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

## 事業の概況

令和2年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により4月に緊急事態宣言が発出され、その後少し落ち着きを見ましたが、年明けには再び緊急事態宣言が発出され、日常生活は深刻な打撃を受け低迷が続いております。また、年度末からは変異株に置換され感染症の再拡大による影響で厳しい状態にあるものと思われま

す。金融環境では、日銀が金融政策決定会合で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続、新型コロナ対応の追加緩和策の継続を決定しており、引き続きマイナス金利政策が継続するものと思われま

す。このような中、当組合では「持続可能な収益性・将来に渡る健全性」の確保に向けて、引き続き信用事業・共済事業に偏らない総合事業体としての機能を発揮し、組合員の農地保全と相続事業継承を主とした相談業務を中心事業に経営を進めて参りました。本年度開園した3か所の体験型農園事業は、中心事業である相談業務を補完し、組合員からの要望の実現と信頼獲得、地域住民への「畑のちから」の提供により、都市農業・農地への共感と賛同を得ると言う意味でも非常に重要な事業となります。

以上、農協改革への対応をしつつ事業推進に努めた結果、事業利益が341百万円、経常利益は407百万円、当期剰余金は307百万円となりました。

なお、本年度も当組合においては、適正な内部留保を行い、財務の健全性に努めた結果、自己資本比率は30.00%（前年度対比△0.46ポイント）となっております。

主な事業の成果については、以下のとおりです。

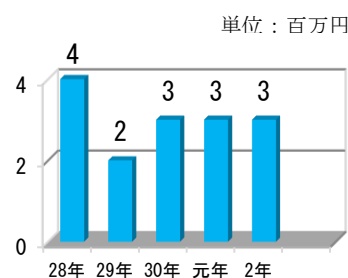
### ①指導事業

高齢や病気等で農業経営にお困りの組合員の貴重な農地を保全するために、新規事業としてスタートした体験型農園は、今年度中に3農園を開園することができ、その業績を伸ばすことができました。

組合員の健康を守るために受診を推奨している人間ドックは、新型コロナウイルスの影響で従来の検診内容が行えなかった時期もありましたが、さくら通信等での普及効果もあって昨年よりも多くの組合員に受診頂きました。

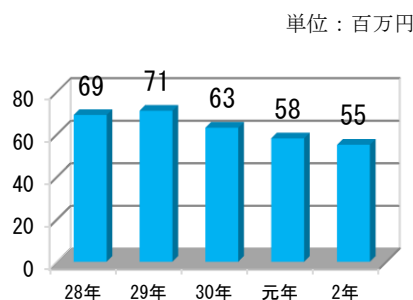
### ②販売事業

都市農業振興イベント等が中止になり十分な農産物販売ができない中でも昨年を上回る販売実績を上げることができました。実施した販売では感染防止対策を徹底した上で行いました。



### ③購買事業

肥料等を集中して仕入れることで特別価格にて提供することができ、組合員の農業を支援しました。決済のキャッシュレス化を図るため、口座からの自動引き落としにする普及を行いました。

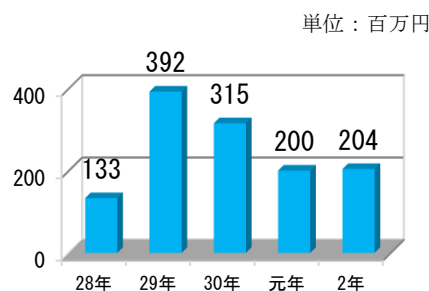


### ④資産サポート事業・宅地等供給事業

「組合員の支援・農地を守る」ことを理念に相続・事業承継支援を主とした相談業務を中心に事業活動を行いました。また、相続シミュレーションの新規かつ既存案件の再検討、公正証書遺言作成のお手伝い、活用すべき土地への施設建設の取次など組合員への徹底したサポートを資格ある各種専門家とともに行いました。次世代対策として、組合員の後継者に寄り添うため、税務関係書類を各種専門家とともに作成するなど、相続税申告準備に関しても支援しました。

特定生産緑地においては対象者の戸別訪問による指定促進を行い、約70%の当組合管内対象者が特定生産緑地の指定申請手続きを行いました。

宅地等供給事業においては、相続税納税資金の確保のための土地売買手数料は国土交通省が定めた、報酬額上限の2分の1としておりますが、協力会社との連携により目標を上回る収益を上げることができました。

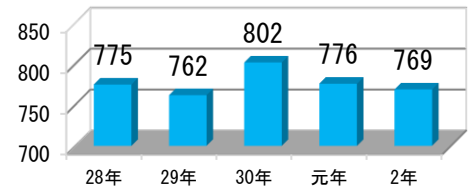


## ⑤信用事業

### ◇貯金

単位：億円

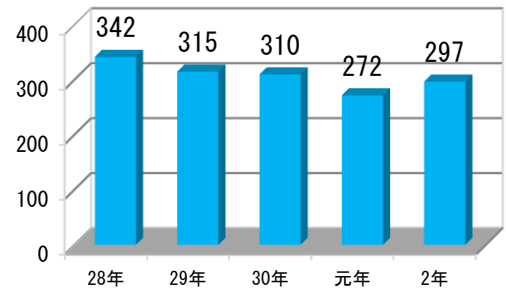
正組合員を中心とした金融サービスの品質の向上をはかりました。また、取引時確認等の整備を堅実に実施しました。夏季と冬季に正組合員および准組合員を対象にプレミアム定期貯金の推進を展開しましたが、納税や渉外活動自粛等による貯金残高の減少があり、目標達成にはいたりませんでした。



### ◇貸出金

単位：億円

組合員の農業や生活を支援するため、他部署と連携しニーズに合った貸出商品の提案を行いました。農業資金では組合員の利子補給制度を利用した実質利息負担無し「ファーマーズローン」を提供することで、都市農業の維持に努めました。住宅・賃貸建物ローンを基盤とした提案や、相続の負担を軽減する「資産サポート提携相続税支払いローン」等を利用していただいたことで貸出残高目標を達成することができました。また、コロナ禍による組合員からの経営相談には、当組合独自の「新型コロナウイルス緊急ローン」を新設し柔軟な対応を行いました。債権管理については前年度同様、年間を通して貸出先の業況把握や財務内容の確認等の期中管理を行い貸出先の安定経営を確認しました。

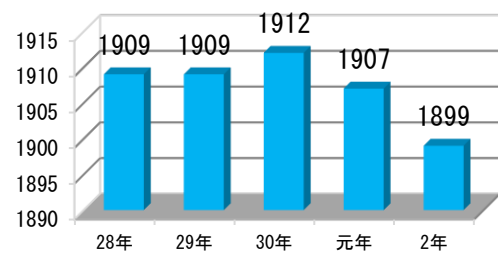


## ⑥共済事業

単位：億円

組合員中心に「安心」と「満足」を提供することにより、長期共済の目標を達成することが出来ました。また、コロナ禍による厳しい環境下のなか、組合員への共済あんしんチェック運動を行い、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の確認、「キャッシュレス化・ペーパーレス化」の拡充、拡大に努めました。

従来の万一保障中心の保障提供活動だけでなく医療系共済、年金共済および自動車共済も重視した保障提供活動に力を入れ、組合員・利用者、次世代層とのつながりの強化に努めました。



# トピックス

年 月 日	処 理 事 項
令和2年4月1日	いぶき監査法人監査、監事監査 ATM現金監査
令和2年4月7日	緊急事態宣言発出に伴うスプリット勤務開始（～5/25） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止に伴い実施
令和2年4月20日	いぶき監査法人期末監査Ⅰ
令和2年4月21日	第1回ALM委員会 令和2年度年次運用方針について ほか
令和2年4月21日	第1回コンプライアンス委員会 内部統制システム基本方針の運用状況に基づく変更可否について ほか
令和2年4月24日	第1回理事会 固定資産の減損会計について ほか
令和3年4月28日	第1回経営管理委員会 総会提出議案及び日程等について ほか
令和2年5月1日	クール・ビズ開始（～9/30）
令和2年5月5日	いぶき監査法人期末監査Ⅱ（～5/8）
令和2年5月12日	第58回女性部通常総会 令和元年度活動報告及び収支決算の承認について ほか
令和2年5月14日	監事監査
令和2年5月14日	第1回監事会 監事監査報告書について ほか
令和2年5月18日	第2回コンプライアンス委員会 令和元年度下半期 相談・苦情等対応状況の報告について ほか
令和2年5月18日	いぶき監査法人監査報告会 監査報告書受領
令和2年5月19日	第63回青壮年部通常総会 平成31年度～令和元年度事業報告および収支決算報告の承認について ほか
令和2年5月21日	第14回農業生産部通常総会 令和元年度事業報告及び収支報告について ほか
令和2年5月25日	第2回理事会 決算書類の承認について ほか
令和2年5月27日	第2回経営管理委員会 総会議案・決算書類の承認について ほか
令和2年5月27日	第2回監事会 監事の引継書について ほか
令和2年6月15日	役員候補者会議
令和2年6月15日	監事候補者会議
令和2年6月22日	第3回コンプライアンス委員会 JA共済苦情等対応要領の変更について ほか
令和2年6月23日	第3回監事会 JA財務モニタリングの報告について ほか
令和2年6月24日	第3回理事会 令和元年度「JAの経営状況に関する事項の報告」の実施について ほか
令和2年6月29日	第68期通常総会 世田谷目黒農協ファーマーズセンター会議室
令和2年6月29日	第4回監事会 代表監事および常勤監事の互選について ほか
令和2年6月29日	第3回経営管理委員会 経営管理委員会会長の互選及び副会長の選任について ほか
令和2年6月29日	第4回理事会 役付理事の選任及び理事の順位について ほか
令和2年6月29日	第4回経営管理委員会 経営管理委員会運営規程の一部変更について ほか
令和2年7月9日	第1回内部統制研修会（一般職員向け） めぐみ経営研究所
令和2年7月20日	第4回コンプライアンス委員会 コンプライアンス・マニュアルの一部変更について ほか
令和2年7月20日	第2回ALM委員会 令和2年度 第2四半期運用方針について ほか
令和2年7月20日	第2回内部統制研修会（主任・係長向け） めぐみ経営研究所
令和2年7月27日	第5回監事会 監事の引継事項について ほか
令和2年7月27日	第5回理事会 情報セキュリティ総括管理者の選任について ほか
令和2年7月27日	第1回経営管理委員・理事との定期的会合
令和2年8月6日	第3回内部統制研修会（課長・部長代理向け） めぐみ経営研究所
令和2年8月11日	役職員新型コロナ感染症抗体検査 JA東京厚生連
令和2年8月25日	第5回コンプライアンス委員会 当組合における取引のリスク（特定事業者作成書面等）の定期見直しについて ほか



年 月 日	処 理 事 項
令和2年8月25日	第4回内部統制研修会（部長以上向け） めぐみ経営研究所
令和2年8月25日	第1回情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会構成員の変更について ほか
令和2年9月14日	いぶき監査法人期中監査Ⅰ（～9/15）
令和2年9月15日	第6回監事会 いぶき監査法人 監査計画説明会 ほか
令和2年9月17日	第3回ALM委員会 令和2年度第3四半期運用方針について ほか
令和2年9月17日	第6回コンプライアンス委員会 個人情報取扱規程の一部変更について ほか
令和2年9月25日	第7回監事会 体制整備モニタリングについて ほか
令和2年9月25日	第6回理事会 顧問税理士の契約について ほか
令和2年9月29日	役員（経営管理委員・監事）研修会 これからのJA経営と役員の役割について
令和2年9月29日	第5回経営管理委員会 JA東京信連の令和2年度増口出資（後配出資金）について ほか
令和2年9月30日	第8回監事会 令和2年度上期監事研修会
令和2年9月30日	令和2年度上期監事研修会（DVD講義） 監事監査関係諸規程類（例）及び監事監査支援ツール等の提供・解説 ほか
令和2年9月30日	監事監査 現金実査・棚卸監査
令和2年10月1日	監事監査 ATM現金監査
令和2年10月14日	世田谷目黒農協ビル共同消防訓練 自衛消防訓練
令和2年10月20日	第4回ALM委員会 令和2年度 第1四半期・第2四半期運用実績について ほか
令和2年10月20日	第7回コンプライアンス委員会 自主検査（自店検査）チェックリストの全面変更について ほか
令和2年10月26日	第9回監事会 令和2年度上半期における内部監査の実施状況について ほか
令和2年10月26日	第7回理事会 特定農業協同組合の承認申請について ほか
令和2年10月28日	第6回経営管理委員会 特定農業協同組合の承認申請について ほか
令和2年11月2日	役員支部長合同会議 玉川地区 役員支部長 二子玉川エクセルホテル東急
令和2年11月4日	役員支部長合同会議 世田谷地区 目黒地区 役員支部長、員外監事 二子玉川エクセルホテル東急
令和2年11月5日	女性部役員支部長合同会議 二子玉川エクセルホテル東急
令和2年11月11日	上半期監事監査（～11/12）
令和2年11月12日	第10回監事会 令和2年度上半期監事監査報告について ほか
令和2年11月17日	第5回ALM委員会 余裕金運用規程の一部変更について ほか
令和2年11月17日	第8回コンプライアンス委員会 令和2年度全般統制（不祥事未然防止行動計画）の一部変更について ほか
令和2年11月25日	第11回監事会 令和2年度 第2回経営管理委員会副会長・常勤理事との定期的会合について ほか
令和2年11月25日	第8回理事会 令和2年度上半期監事監査報告について ほか
令和2年11月27日	第7回経営管理委員会 令和2年度上半期監事監査報告について ほか
令和2年11月30日	いぶき監査法人期中監査Ⅱ（～12/1）
令和2年12月18日	第6回ALM委員会 令和2年度 第4四半期余裕金運用について ほか
令和2年12月18日	第9回コンプライアンス委員会 自主検査（自店検査）チェックリストの一部変更について
令和2年12月25日	第9回理事会 自主検査（自店検査）チェックリストの一部変更について ほか
令和3年1月18日	第7回ALM委員会 令和2年度 第3四半期余裕金運用実績について ほか
令和3年1月18日	第10回コンプライアンス委員会 事務リスク管理規程に基づく第一区分の事務ミス報告について ほか
令和3年1月18日	第2回情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ体制の変更について ほか
令和3年1月22日	ISO審査
令和3年1月25日	第10回理事会 パートタイマー就業規則の一部変更について ほか
令和3年1月27日	第8回経営管理委員会 特定農業協同組合の承認申請について ほか
令和3年2月15日	東京都常例検査（～2/19）

年 月 日	処 理 事 項
令和3年2月24日	第11回理事会 日本銀行の「地域金融強化のための特別当座預金制度」の申請について ほか
令和3年2月24日	いぶき監査法人期中監査 III(～2/26)
令和3年2月26日	第9回経営管理委員会 役員の貸付承認について ほか
令和3年3月2日	組合員確定申告受付 (～3/6)
令和3年3月4日	第12回監事会 東京都常例検査報告について ほか
令和3年3月18日	第8回ALM委員会 令和3年度年次余裕金運用方針について ほか
令和3年3月18日	第11回コンプライアンス委員会 当組合における取引リスク(特定事業者作成書面等)評価書の一部変更について ほか
令和3年3月25日	第12回理事会 令和3年度事業計画案について ほか
令和3年3月29日	第10回経営管理委員会 令和3年度事業計画案について ほか
令和3年3月31日	第13回監事会 令和2年度東京都常例検査結果について ほか
令和3年3月31日	いぶき監査法人監査、監事監査 現金、棚卸監査

# 社会的責任と貢献活動

## 全般に関する事項

当組合は、世田谷区・目黒区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員になって、相互扶助を理念として運営される組織であり、地域農業の活性化に資する金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や地域の公共団体にもご利用いただいております。

当組合は地域の一員として、農業の発展と健全で豊かな地域社会の実現に向けて取り組んでおります。

また、ISO14001を平成17年4月に認証取得し、現在も環境への負荷の低減に努めております。

### 1 地域からの資金調達の状況

当組合は、組合員の皆様に愛される金融機関を目指して、地域活動に参加するなど明るく活気に溢れた街づくりのお役に立つことが大切であるとの考えのもと、組合員の資産管理を重視した事業展開をはかりつつ、観劇会、招待旅行等の実施により組合員、地域住民との関係を尊重しながら資金量の拡大に取り組んでいます。

### 2 地域への資金供給の状況

組合員や地域の方々が必要とする住宅資金を中心に、生活資金や事業資金をきめ細かな商品を取りそろえて、ニーズにあった融資を行っております。また、地球環境に配慮した省エネ住宅やエコカー向けの融資を行っております。さらに世田谷区・目黒区などの土地開発公社・地方公共団体等への融資も行い、地域環境整備の一翼も担っております。

### 3 文化的・社会的貢献に関する事項

当組合では農業イベントなどを開催し、子供の食育についてなど、食品に対する理解と農地保全の重要性や都市農業についての理解やPRなどを行っております。

### 4 地域密着型金融への取り組み

当組合は、子育て支援のための「子育て応援型住宅ローン」や、営農支援のための「ファーマーズローン」など、お客様のライフプランにあった商品の提供・開発に取り組んでおります。



# リスク管理の状況

## リスク管理体制

### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して農協をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

### 1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### 2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合は、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### 4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合は、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかわる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## 5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## 6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

## 法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### 金融ADR制度への対応

#### 1 苦情処理措置の内容

当組合は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

**当組合の苦情等受付窓口 企画管理部企画管理課（電話：03-3428-8111）**

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

#### 2 紛争解決措置の内容

当組合は、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当組合の苦情等受付窓口又は一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

### 内部監査体制

当組合は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の本店・ファーマーズセンターを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当組合は、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、30%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

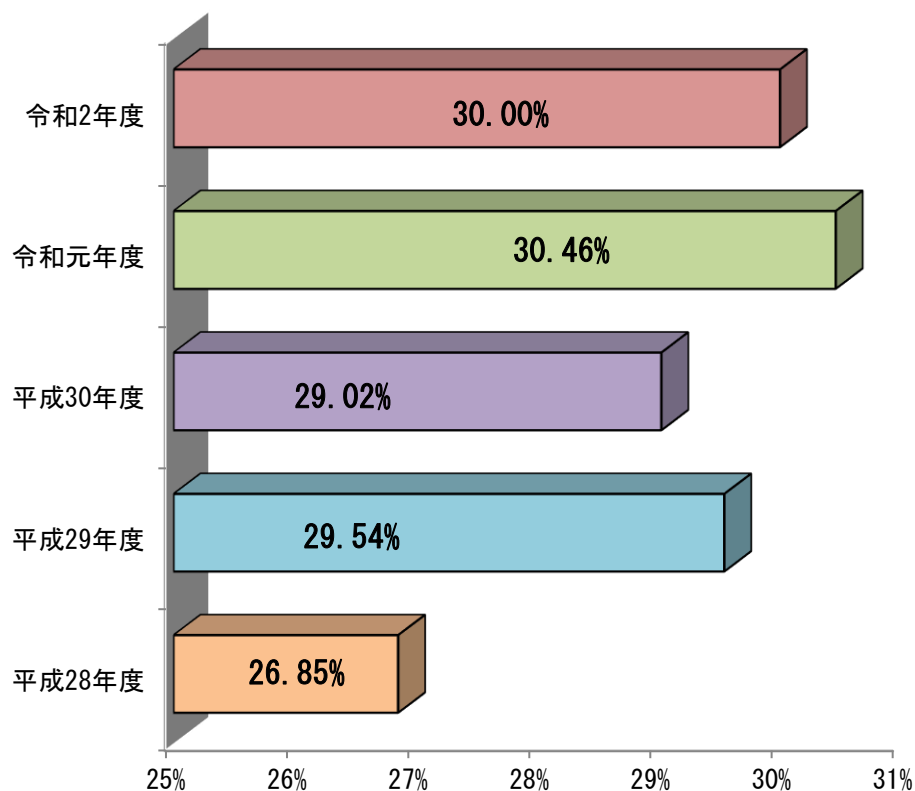
当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	世田谷目黒農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	328百万円

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### 自己資本比率の推移



## 事業のご案内

当組合は地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。農協は、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

### 1 指導事業

営農指導は農協の最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

●営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導員による営農指導・相談体制を充実し、地域の生

産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。

●生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食育教育、健康管理などの活動に取り組んでいます。

### 2 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業者に必要な資材を提供する「購買事業」があり、組合員の農業を支援しています。

#### 販売事業

管内で生産された農産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



©みんなのよい食プロジェクト

#### 購買事業

農業生産に必要な資材を組合員の皆様へ提供する事業です。

計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



### 3 宅地等供給事業

積み重ねてきた経験を活かした相続・事業承継支援を中心に農地の保全、資産の活用、公正証書遺言の作成のお手伝いを組合員のニーズに合わせて提案をし、組合員に必要とされ信頼される相談業務を行っています。農地の減少を防ぎ、農業を継続できる環境づくりのパートナーを目指して努力しています。

また、組合員が開設する体験農園等の開園と運営のお手伝い（生産緑地の貸借を含む）も行っています。

### 4 信用事業

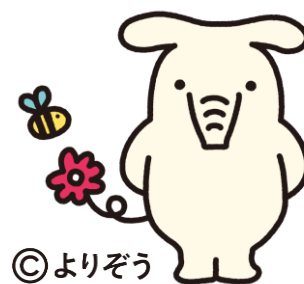
信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。農協の信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国の農協・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。



## 貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種類	特徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当座貯金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のおお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のおお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



## 融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。

住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学を農協が支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワ イ ド カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、農協のATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
営 農 支 援 ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

## 為替業務

全国の農協をはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いをしています。

また、小切手や手形等のお取り立てもお取扱いをしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当組合の本店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがおお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

## 証券窓販業務

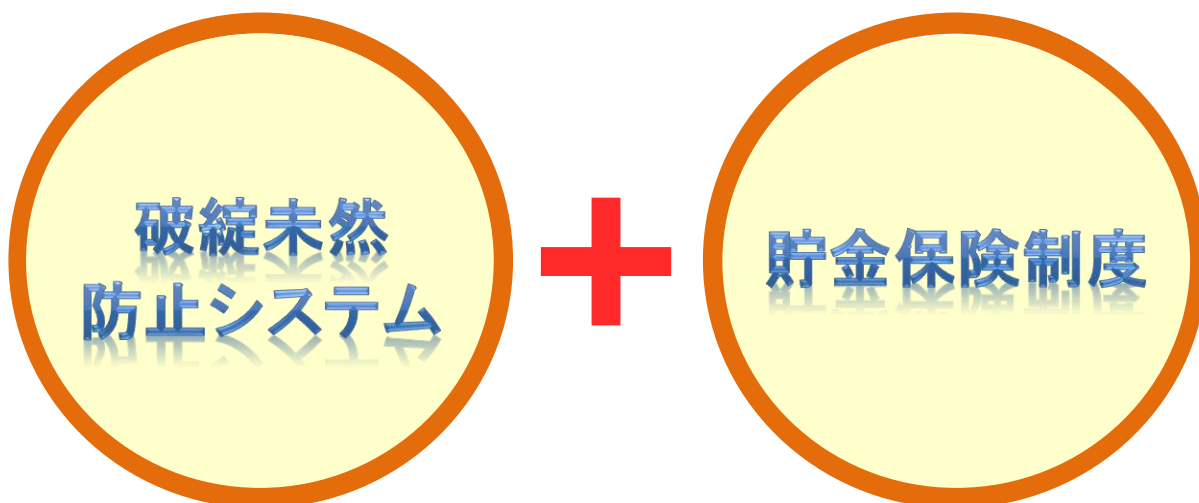
個人向け利付国庫債券（個人向け国債）のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。



# JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。  
これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。



JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

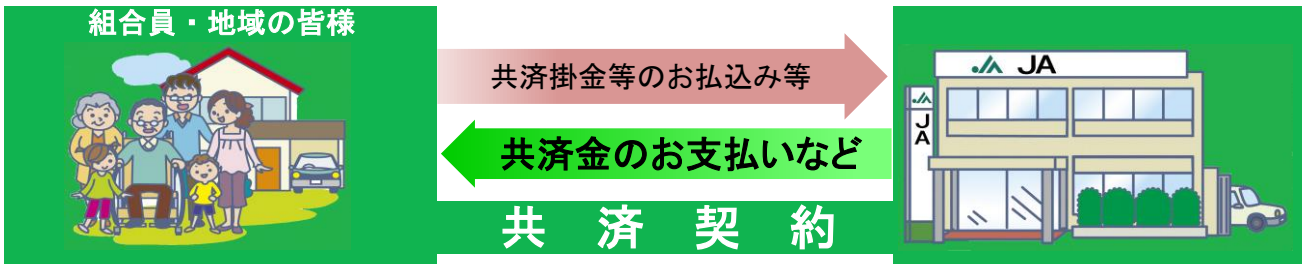
「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

## 2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。  
 農協は暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に込められる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、農協とJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

- 万一のときの家族の生活に備える
- 入院や手術に備える
- 教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万一保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
がん共済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。
子ども共済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
予定利率変動型年金共済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済 むてきプラン	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火災共済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済 クルマスタ	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。
自賠償共済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車（バイク・原付も含みます）に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。

## 各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和3年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

### 為替手数料

種 類		同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込手数料	文書扱い	1万円未満1件につき	無料	330円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	440円
		3万円以上1件につき	無料	660円
	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	440円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	550円
		3万円以上1件につき	無料	770円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	110円	330円
		1万円以上3万円未満1件につき	110円	440円
		3万円以上1件につき	330円	660円
インターネット扱い	1万円未満1件につき	110円	220円	
	1万円以上3万円未満1件につき	110円	220円	
	3万円以上1件につき	220円	330円	
送金手数料	1件につき	440円	660円	

### 手形・小切手取立等手数料

種 類	種 類	手数料	
代金取立	当組合本店宛	普通扱い 1通につき	660円
		至急扱い 1通につき	880円
	他金融機関宛	普通扱い 1通につき	990円
		至急扱い 1通につき	1,100円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	取立手形の組戻料	1通につき	1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき	1,100円
	取立手形の店頭呈示料(※)	1通につき	1,100円
	離島回金手数料		無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

### 手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
当座小切手(50枚)	2,200円
約束手形(20枚)	1,100円
為替手形(20枚)	1,100円
専用手形(1枚)	1,100円
自己宛小切手(1枚)	880円

### 当座貯金開設手数料

種 類	手数料
当座貯金	3,300円
マル専当座貯金	3,300円

### 硬貨両替・金種指定払出手数料

手 数 料	両替金受入・払出枚数		
	100枚まで	501枚~1,000枚まで	1,001枚以上
	無料	220円	1,000枚毎220円加算

## 振込送金等手数料

種	類	店舗内振込	他金融機関宛
文書扱い	1万円未満1件につき	無料	330円
	1万円以上3万円未満1件につき	無料	440円
	3万円以上1件につき	無料	660円
電信扱い	1万円未満1件につき	無料	440円
	1万円以上3万円未満1件につき	無料	550円
	3万円以上1件につき	無料	770円

## その他の手数料

種	類	手数料
残高証明書（貯金）		880円
取引履歴明細（1口座毎）		
過去10年分まで	当座性	880円
	定期性	110円
過去10年を超える期間	当座性	1年毎220円
	定期性	1年毎110円
通帳・証書再発行		1,100円
ICキャッシュカードの再発行		1,100円

## 融資関係手数料

種	類	手数料
残高証明書		880円
支払利子証明書		無料
融資証明書		1,100円
新規実行		
貯金担保貸出以外のもの		11,000円
条件変更		
相続、貯金担保貸出、固定金利特約の更新		5,500円
繰上償還		
一部繰上		3,300円
全額償還		5,500円
カードローン開設		1,100円

・東京区内統一住宅ローン貸出事務手数料

種	類	手数料
新規実行		33,000円
条件変更		11,000円
繰上返済	・窓口での一部繰上返済	3,300円
	・窓口での全部繰上返済	33,000円
	・ネットバンキングによる一部・全額繰上返済	無料

# 貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>85,195,359</b>	<b>84,561,500</b>
(1) 現金	80,303	127,572
(2) 預金	55,150,692	51,240,440
系統預金	54,149,490	50,239,561
系統外預金	1,001,201	1,000,879
(3) 有価証券	2,780,413	3,512,684
国債	734,370	917,020
地方債	817,593	1,095,923
社債	833,430	1,113,640
受益証券	395,020	386,100
(4) 貸出金	27,203,499	29,705,923
(5) その他の信用事業資産	49,597	51,563
未収収益	43,049	44,085
その他の資産	6,548	7,477
(6) 貸倒引当金	△69,147	△76,683
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>3,606</b>	<b>3,295</b>
(1) その他の共済事業資産	3,606	3,295
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>3,459</b>	<b>3,958</b>
(1) 経済事業未収金	2,079	2,862
(2) 棚卸資産	1,335	1,053
購買品	382	245
その他の棚卸資産	952	807
(3) その他の経済事業資産	50	50
(4) 貸倒引当金	△6	△7
<b>4. 雑資産</b>	<b>73,943</b>	<b>65,812</b>
(1) 雑資産	73,943	65,812
<b>5. 固定資産</b>	<b>614,115</b>	<b>587,189</b>
(1) 有形固定資産	607,138	581,674
建物	758,519	762,155
機械装置	3,114	3,114
土地	19,083	19,083
その他の有形固定資産	172,092	169,710
減価償却累計額	△345,670	△372,388
(2) 無形固定資産	6,977	5,514
その他の無形固定資産	6,977	5,514
<b>6. 外部出資</b>	<b>3,424,800</b>	<b>3,442,770</b>
(1) 外部出資	3,424,800	3,442,770
系統出資	3,361,500	3,380,471
系統外出資	63,300	62,300
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>33,143</b>	<b>36,810</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>89,348,428</b>	<b>88,701,337</b>

## 負債の部

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>1. 信用事業負債</b>	<b>78,268,601</b>	<b>77,596,463</b>
(1) 貯金	77,625,028	76,960,019
(2) 借入金	600,000	600,000
(3) その他の信用事業負債	43,573	9,444
未払費用	2,836	2,689
その他の負債	40,737	6,754
<b>2. 共済事業負債</b>	<b>234,067</b>	<b>131,087</b>
(1) 共済資金	168,352	65,358
(2) 未経過共済付加収入	64,139	63,347
(3) 共済未払費用	-	93
(4) その他の共済事業負債	1,575	2,287
<b>3. 経済事業負債</b>	<b>1,215</b>	<b>1,716</b>
(1) 経済事業未払金	1,215	1,716
<b>4. 雑負債</b>	<b>130,366</b>	<b>113,365</b>
(1) 未払法人税等	100,815	76,031
(2) その他の負債	29,550	37,333
<b>5. 諸引当金</b>	<b>191,309</b>	<b>148,707</b>
(1) 賞与引当金	24,726	19,956
(2) 退職給付引当金	59,979	38,851
(3) 役員退職慰労引当金	39,551	30,616
(4) 特例業務負担金引当金	67,053	59,283
<b>負債の部合計</b>	<b>78,825,560</b>	<b>77,964,341</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>1. 組合員資本</b>	<b>10,465,503</b>	<b>10,723,412</b>
(1) 出資金	328,512	328,552
(2) 利益剰余金	10,136,991	10,394,860
利益準備金	659,262	659,262
その他の利益剰余金	9,477,729	9,735,598
施設整備積立金	50,000	15,900
システム整備積立金	50,000	50,000
特別積立金	8,700,000	8,950,000
当期未処分剰余金	677,729	719,698
(うち当期剰余金)	(301,599)	(307,720)
<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>57,363</b>	<b>13,583</b>
(1) その他有価証券評価差額金	57,363	13,583
<b>純資産の部合計</b>	<b>10,522,867</b>	<b>10,736,996</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>89,348,428</b>	<b>88,701,337</b>



# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>1,043,756</b>	<b>1,045,068</b>
事業収益	-	1,149,207
事業費用	-	104,139
(1) 信用事業収益	670,210	658,696
資金運用収益	658,681	640,441
(うち預金利息)	(229,511)	(226,651)
(うち有価証券利息)	(26,074)	(30,788)
(うち貸出金利息)	(339,855)	(318,726)
(うちその他受入利息)	(63,240)	(64,275)
役務取引等収益	6,703	6,766
その他事業直接収益	36	21
その他経常収益	4,787	11,466
(2) 信用事業費用	32,396	32,741
資金調達費用	13,725	7,056
(うち貯金利息)	(13,667)	(7,011)
(うち給付補填備金繰入)	(57)	(45)
役務取引等費用	0	0
その他事業直接費用	2,423	1,258
その他経常費用	16,247	24,426
(うち貸倒引当金戻入益)	(△19,097)	-
(うち貸倒引当金繰入額)	-	7,536
<b>信用事業総利益</b>	<b>637,813</b>	<b>625,954</b>
(3) 共済事業収益	205,248	208,743
共済付加収入	191,660	195,480
その他の収益	13,588	13,262
(4) 共済事業費用	5,739	5,693
共済推進費	4,839	4,813
共済保全費	500	486
その他の費用	339	392
<b>共済事業総利益</b>	<b>199,509</b>	<b>203,050</b>
(5) 購買事業収益	59,663	57,060
購買品供給高	58,463	55,694
購買手数料	493	467
修理サービス料	120	108
その他の収益	585	790
(6) 購買事業費用	53,692	51,535
購買品供給原価	53,392	51,250
その他の費用	299	284
(うち貸倒引当金繰入額)	(3)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△2)
<b>購買事業総利益</b>	<b>5,971</b>	<b>5,525</b>
(7) 販売事業収益	3,487	3,704
販売品販売高	3,486	3,704
その他の収益	0	-
(8) 販売事業費用	3,309	3,567
販売品販売原価	3,293	3,529
その他の費用	16	37
<b>販売事業総利益</b>	<b>178</b>	<b>137</b>

科 目	令和元年度	令和2年度
(9) 宅地等供給事業収益	204,261	204,617
(10) 宅地等供給事業費用	4,150	1,135
<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>200,110</b>	<b>203,481</b>
(11) 指導事業収入	6,145	25,963
(12) 指導事業支出	5,973	19,044
<b>指導事業収支差額</b>	<b>172</b>	<b>6,918</b>
<b>2. 事業管理費</b>	<b>703,997</b>	<b>703,431</b>
(1) 人件費	486,978	464,194
(2) 業務費	112,851	92,605
(3) 諸税負担金	38,908	42,050
(4) 施設費	62,649	100,574
(5) その他事業管理費	2,610	4,006
<b>事業利益</b>	<b>339,759</b>	<b>341,636</b>
<b>3. 事業外収益</b>	<b>79,500</b>	<b>72,602</b>
(1) 受取出資配当金	40,620	46,755
(2) 賃貸料	25,846	25,846
(3) 雑収入	13,033	0
<b>4. 事業外費用</b>	<b>6,537</b>	<b>6,430</b>
(1) 寄付金	251	84
(2) 雑損失	6,286	6,346
<b>経常利益</b>	<b>412,721</b>	<b>407,808</b>
<b>5. 特別利益</b>	<b>190</b>	<b>169</b>
(1) 固定資産処分益	190	169
<b>6. 特別損失</b>	<b>317</b>	<b>1,000</b>
(1) 固定資産処分損	317	0
(2) その他特別損失	-	999
<b>税引前当期利益</b>	<b>412,595</b>	<b>406,978</b>
法人税・住民税及び事業税	109,201	85,977
法人税等調整額	1,794	13,280
<b>法人税等合計</b>	<b>110,996</b>	<b>99,257</b>
当期剰余金	301,599	307,720
当期首繰越剰余金	376,130	377,878
施設整備積立金取崩額	-	34,100
<b>当期未処分剰余金</b>	<b>677,729</b>	<b>719,896</b>

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

## 第 69 期 注記表

世田谷目黒農業協同組合

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）を採用しています。
- ②その他有価証券
  - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
  - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法を採用しています。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上します。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上します。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

##### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

#### 4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### II. 表示方法の変更に関する注記

#### 1. 会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金の情報を「Ⅲ会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 貸倒引当金

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

76,690 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、附属明細書の「1. 貸借対照表等の附属明細書」の「(4) 引当金等の明細」に記載しています。

##### (2) その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、債務者の平均貸出金残高以上の貸倒が発生するという仮定を貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、不確実性が高い事象であると考えています。当組合は、入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度も継続するものの、事業活動への重要な影響はないという仮定のもとで会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### IV. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

機械装置 3,098千円

#### 2. 担保に供している資産

国債9,900千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として定期預金1,500,000千円を差し入れています。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,058,791 千円

#### 4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありませぬ。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

### V. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。



### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が151,710千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	51,240,440	51,241,034	594
有価証券			
満期保有目的の債券	109,900	109,966	65
その他有価証券	3,402,783	3,402,783	-
貸出金	29,705,923		
貸倒引当金(*1)	△ 76,683		
貸倒引当金控除後	29,629,239	30,363,887	734,647
資産計	84,382,364	85,117,672	735,307
貯金	76,960,019	76,968,671	8,652
借入金	600,000	600,000	-
負債計	77,560,019	77,568,671	8,652

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

債券及び受益証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### ②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価額によっています。

### (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,442,770

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	50,240,440	-	-	-	-	1,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	-	-	-	-	10,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	111,923	413,773	13,773	313,773	13,773	2,118,051
貸出金(*1, 2)	1,995,460	1,876,154	3,054,872	1,610,566	1,426,920	19,560,348
合計	52,447,824	2,289,928	3,068,645	1,924,339	1,440,694	22,688,399

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越16,605千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件181,600千円は償還日が特定できないため、含めていません。

### (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	74,485,700	680,121	1,766,428	18,959	8,809	-
借入金	200,000	400,000	-	-	-	-
合計	74,685,700	1,080,121	1,766,428	18,959	8,809	-

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。



## VI. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	100,000	100,080	80
	小 計	100,000	100,080	80
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,900	9,886	△14
	地方債	-	-	-
	小 計	9,900	9,886	△14
合 計		109,900	109,966	65

#### (2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式			
	債券			
	国債	615,970	600,199	15,770
	地方債	410,587	391,630	18,957
	政府保証債			
	金融債			
	社債	630,720	599,838	30,881
	受益証券	-	-	-
小 計	1,657,277	1,591,668	65,609	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式			
	債券			
	国債	291,150	299,683	△8,533
	地方債	585,336	593,488	△8,152
	政府保証債			
	金融債			
	社債	482,920	499,099	△16,179
	受益証券	386,100	400,000	△13,900
小 計	1,745,506	1,792,270	△46,764	
合 計		3,402,783	3,383,939	18,844

(\*)上記評価差額から繰延税金負債5,261千円を差し引いた額13,583千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## VII. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に関する注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当組合の給付額124,804千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		59,979 千円
退職給付費用		19,360 千円
退職給付の支払額	△	27,656 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	12,831 千円
期末における退職給付引当金		38,851 千円

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	38,851 千円
未積立退職給付債務	38,851 千円
退職給付引当金	38,851 千円

#### (4) 簡便法で計算した退職給付費用

19,360 千円

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,111千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、59,283千円となっています。

## VIII. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		10,847
未払事業税及び未払地方法人特別税		5,512
未払事業所税		136
賞与引当金		5,571
役員退職慰労引当金		8,548
未払社会保険料		867
特例業務負担金引当金		16,551
その他		9
繰延税金資産小計		48,045
評価性引当額		△5,974
繰延税金資産合計 (A)		42,071
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△5,261
繰延税金負債合計 (B)		△5,261
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		36,810

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.60 %
住民税均等割等	0.13 %
評価性引当額の増減	△0.09 %
事業分量配当金	△2.45 %
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	%
その他	△0.01 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.39 %

## 第 68 期 注記表

世田谷目黒農業協同組合

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）を採用しています。
- ②その他有価証券
  - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
  - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法を採用しています。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

##### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

#### 4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 5. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### II. 表示方法の変更に関する注記

#### 1. 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

### III. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,098千円であり、その内訳は次のとおりです。

機械装置	3,098千円
------	---------

#### 2. 担保に供している資産

満期保有目的の債券のうち、9,890千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として、定期預金1,500,000千円を差し入れています。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額	1,135,425千円
--------------------------	-------------

#### 4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

### IV. 損益計算書に関する注記

#### 1. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した収益を記載しています。

なお、当事業年度において除去すべき各事業間の内部損益はありません。



### Ⅲ. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

###### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が151,701千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

###### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	55,150,692	55,158,004	7,312
有価証券			
満期保有目的の債券	309,868	313,200	3,331
その他有価証券	2,470,545	2,470,545	-
貸出金	27,203,499		
貸倒引当金(*1)	△69,147		
貸倒引当金控除後	27,134,351	27,983,853	849,501
資産計	85,065,457	85,925,603	860,146
貯金	77,625,028	77,629,620	4,592
借入金	600,000	600,000	-
負債計	78,225,028	78,229,620	4,592

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。



## 【負債】

### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### ②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価格によっています。

### (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,424,800

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,150,692					1,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	100,000	-	-	-	10,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	6,633	108,483	410,333	10,333	310,333	1,145,584
貸出金(*1, 2)	2,144,954	1,951,045	1,814,749	1,654,648	1,430,542	17,760,955
合計	56,502,279	2,159,528	2,225,082	1,664,981	1,740,875	19,916,539

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越19,418千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件446,602千円は償還日が特定できないため、含めていません。

### (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	76,723,230	576,110	282,022	25,342	18,322	-
借入金	-	200,000	400,000	-	-	-
合計	76,723,230	776,110	682,022	25,342	18,322	-

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## IV. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	299,978	303,320	3,341
	計	29,978	303,320	3,341
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,890	9,880	△10
	地方債	-	-	-
	計	9,890	9,880	△10
合 計		309,868	313,200	3,331

#### (2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	625,010	600,169	24,840
	地方債	517,615	491,751	25,864
	社債	736,720	698,922	37,797
	受益証券	-	-	-
	計	1,879,345	1,790,842	88,502
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	99,470	100,130	△660
	地方債	-	-	-
	社債	96,710	100,000	△3,290
	受益証券	395,020	400,000	△4,980
	計	591,200	600,130	△8,930
合 計		2,470,545	2,390,973	79,571

(\*) 上記差額から繰延税金負債22,208千円を差し引いた額57,363千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## V. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち、退職金共済制度における当組合の給付額158,855千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		62,104 千円
退職給付費用		15,758 千円
退職給付の支払額	△	4,924 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	12,959 千円
期末における退職給付引当金		59,979 千円

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	59,979 千円
未積立退職給付債務	59,979 千円
退職給付引当金	59,979 千円

#### (4) 簡便法で計算した退職給付費用

15,758 千円

## 2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金5,126千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和2年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、67,053千円となっています。

## VI. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	16,746
未払事業税及び未払地方法人特別税	7,040
未払事業所税	136
賞与引当金	6,903
役員退職慰労引当金	11,042
未払社会保険料	1,081
特例業務負担金引当金	18,721
その他	11
繰延税金資産小計	61,684
評価性引当額	△ 6,331
繰延税金資産合計 (A)	55,352
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 22,208
繰延税金負債合計 (B)	△ 22,208
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	33,143

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

# 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度	令和2年度
	令和2年6月29日総会承認	令和3年6月28日総会承認
当期末処分剰余金 (A)	677,729	719,698
任意積立金取崩額	-	332,950
剰余金処分量 (B)	299,851	332,950
資本準備金	-	-
利益準備金	-	-
任意積立金	250,000	284,100
施設整備積立金	( - )	( 34,100 )
特別積立金	250,000	250,000
出資配当金	13,139	13,141
(出資配当率)	( 4.00% )	( 4.00% )
事業分量配当金	36,712	35,709
次期繰越剰余金 (A - B)	377,878	386,748

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分	令和元年度		令和2年度	
	配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用 貯金 貸出	定期性貯金平均残高×0.10%	34,772	定期性貯金平均残高×0.10%	33,835
	当座性貯金平均残高×0.01%	1,939	当座性貯金平均残高×0.01%	1,873
共済事業		-		-
購買事業		-		-
その他		-		-
事業分量配当金合計		36,712		35,709
事業分量配当金のうち回転出資金へ振替額		-		-

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
繰越額	16,000	16,000

# 部門別損益計算書

◇ 令和2年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	1,158,786	658,696	208,743	48,141	217,242	25,963	
事業費用 ②	113,717	32,741	5,693	44,006	12,234	19,041	
事業総利益 (①-②) ③	1,045,068	625,954	203,050	4,134	205,007	6,921	
事業管理費 ④	703,431	396,291	116,809	39,552	93,045	57,733	
(うち減価償却費 ⑤)	34,010	19,454	4,757	2,752	4,175	2,871	
(うち人件費 ⑤')	(464,194)	(243,351)	(85,576)	(27,623)	(67,050)	(40,592)	
※うち共通管理費 ⑥		209,968	53,870	16,694	46,910	21,457	△348,900
(うち減価償却費 ⑦)		(13,908)	(3,568)	(1,105)	(3,107)	(1,421)	(△23,111)
(うち人件費 ⑦')		(103,284)	(26,499)	(8,212)	(23,075)	(10,555)	(△171,626)
事業利益 (③-④) ⑧	341,636	229,662	86,240	△35,417	111,962	△50,811	
事業外収益 ⑨	72,602	52,719	13,076	1,629	3,586	1,590	
※うち共通分⑩		15,555	3,990	1,236	3,475	1,589	△25,847
事業外費用 ⑪	6,430	3,869	992	307	864	395	
※うち共通分⑫		3,869	992	307	864	395	△6,430
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	407,808	278,512	98,324	△34,096	114,684	△49,616	
特別利益 ⑭	169	-	-	-	169	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	
特別損失 ⑯	1,000	601	154	47	134	61	
※うち共通分⑰		601	154	47	134	61	△1,000
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	460,978	277,910	98,170	△34,143	114,719	△49,677	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		31,977	8,092	2,245	7,362	△49,677	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	406,978	245,932	90,077	△36,389	107,357		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売事業を指す。  
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
  - 共通管理費等  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値
  - 営農指導事業  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値（営農指導部門を除く）
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	60.19%	15.44%	4.78%	13.44%	6.15%	100.00%
営農指導事業	64.37%	16.29%	4.52%	14.82%		100.00%

◇ 令和元年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,149,017	670,210	205,248	49,276	218,135	6,145	
事業費用 ②	105,261	32,393	5,739	44,574	16,579	5,970	
事業総利益 (①-②) ③	1,043,756	637,813	199,509	4,701	201,555	175	
事業管理費 ④	703,997	398,774	97,727	46,531	117,684	43,280	
(うち減価償却費 ⑤)	32,158	18,097	4,249	2,261	5,427	2,121	
(うち人件費 ⑤')	(486,978)	(28,736)	(67,919)	(30,552)	(79,945)	(27,824)	
※うち共通管理費 ⑥		270,673	63,998	28,629	77,255	26,927	△467,485
(うち減価償却費 ⑦)		(17,685)	(4,181)	(1,870)	(5,047)	(1,759)	(△30,544)
(うち人件費 ⑦')		(259,924)	(61,457)	(27,492)	(74,187)	(25,857)	(△448,918)
事業利益 (③-④) ⑧	339,759	239,039	101,781	△41,829	83,871	△43,104	
事業外収益 ⑨	79,500	54,672	13,274	2,768	6,544	2,241	
※うち共通分⑩		22,517	5,324	2,381	6,426	2,240	△38,890
事業外費用 ⑪	6,537	3,785	895	400	1,080	376	
※うち共通分⑫		3,785	895	400	1,080	376	△6,537
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	412,721	289,926	114,161	△39,461	89,335	△41,240	
特別利益 ⑭	190	110	26	11	31	10	
※うち共通分⑮		110	26	11	31	10	△190
特別損失 ⑯	317	183	43	19	52	18	
※うち共通分⑰		183	43	19	52	18	△317
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	412,595	289,853	114,143	△39,469	89,314	△41,247	
営農指導事業分配賦額 ⑲		25,437	5,902	3,811	6,096	△41,247	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	412,595	264,416	108,241	△43,280	83,218		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売事業を指す。  
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
  - 共通管理費等  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値
  - 営農指導事業  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値 (営農指導部門を除く)
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	計
共通管理費	57.91%	13.69%	6.12%	16.52%	5.76%	100.00%
営農指導事業	61.67%	14.31%	9.24%	14.78%		100.00%



### 確 認 書

- 1 私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月26日

世田谷目黒農業協同組合

代表理事理事長 **上保 貴彦**

## 会計監査人の監査

令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、いぶき監査法人の監査を受けております。

# 損益の状況

## 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益(事業収益)	1,203	1,382	1,282	1,149	1,149
信用事業収益	772	695	685	670	658
共済事業収益	218	213	209	205	208
購買事業収益	70	73	64	59	57
販売事業収益	4	2	3	3	3
その他事業収益	139	399	321	210	230
経常利益	391	637	544	412	407
当期剰余金	283	466	397	301	307
出資金	328	328	328	328	328
(出資口数)	(328, 312)	(328, 442)	(328, 475)	(328, 512)	(328, 552)
純資産額	9,523	9,930	10,288	10,522	10,736
総資産額	87,656	87,293	91,905	89,648	88,701
貯金等残高	77,560	76,260	80,260	77,625	76,960
貸出金残高	34,280	31,578	31,006	27,203	29,705
有価証券残高	2,210	2,108	2,509	2,780	3,512
剰余金配当金額	50	50	50	49	48
出資配当額	13	13	13	13	13
事業利用分量配当額	37	37	36	36	35
職員数	53	55	56	61	54
単体自己資本比率	26.85%	29.54%	29.02%	30.46%	30.00%

- 注
1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
  2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
  3. 信託業務の取扱は行っていません。
  4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

### 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資金運用収益	658,681	640,441	△18,240
役員取引等収益	6,703	6,766	63
その他事業直接収益	36	21	△15
その他経常収益	4,787	11,466	6,679
計	<b>670,207</b>	<b>658,696</b>	<b>△11,511</b>
資金調達費用	13,725	7,056	△6,669
役員取引等費用	2,423	1,258	△1,165
その他事業直接費用	-	-	-
その他経常費用	16,247	24,426	8,179
計	<b>32,395</b>	<b>32,741</b>	<b>346</b>
資金運用収支	644,956	633,385	△11,571
役員取引等収支	4,280	5,508	1,228
その他信用事業収支	△11,424	△12,939	△1,515
信用事業粗利益	637,812	625,955	△11,857
(信用事業粗利益率)	0.74%	0.74%	△0.00%
事業粗利益	1,043,456	1,091,445	47,989
(事業粗利益率)	1.18%	1.23%	0.05%
事業純益	270,306	311,324	41,018
実質事業純益	339,459	388,014	48,555
コア事業純益	302,876	366,041	63,165
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	302,876	366,041	63,165

注：信用事業粗利益率＝信用事業総利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	85,678	658	0.76%	83,805	576	0.68%
うち預金	53,719	229	0.42%	51,967	226	0.43%
うち有価証券	2,636	26	0.98%	3,301	30	0.90%
うち貸出金	29,322	339	1.15%	28,536	318	1.11%
資金調達勘定	78,751	13	0.01%	77,147	7	0.00%
うち貯金・定積	78,066	13	0.01%	76,547	7	0.00%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	0.00%
うち借入金	684	-	0.00%	600	-	0.00%
総資金利ざや			0.24%			0.17%

- 注 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)  
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	△14	△19
うち貸出金	△32	△21
うち商品有価証券	-	-
うち有価証券	0	4
うちコールローン	-	-
うち買入手形	-	-
うち預金	18	△2
支払利息	△1	△6
うち貯金・定期積金	△1	△6
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△13	△13

- 注 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

# 信用事業

## 貯金

### 1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種	類	令和元年度	令和2年度	増減
流動性貯金		27,444 ( 35.2%)	27,132 ( 35.4%)	△312
定期性貯金		50,418 ( 64.6%)	49,114 ( 64.1%)	△1,304
その他の貯金		203 ( 0.3%)	301 ( 0.3%)	98
計		78,066 ( 100.0%)	76,547 ( 100.0%)	△1,519
譲渡性貯金		- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
合計		78,066 ( 100.0%)	76,547 ( 100.0%)	△1,519

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比

### 2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種	類	令和元年度	令和2年度	増減
定期貯金		49,102 ( 100.0%)	48,551 ( 100.0%)	△551
うち固定金利定期		49,102 ( 100.0%)	48,551 ( 100.0%)	△551
うち変動金利定期		- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比

### 3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種	類	令和元年度	令和2年度	増減
財形貯蓄残高		-	-	-

## 貸出金

### 1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付金	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
証書貸付金	27,898 ( 95.1% )	27,803 ( 97.4% )	△95
当座貸越	23 ( 0.0% )	19 ( 0.0% )	△4
制度資金貸付金	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
金融機関貸付金	1,401 ( 4.7% )	713 ( 2.4% )	△688
割引手形	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
合 計	29,322 ( 100.0% )	28,536 ( 100.0% )	△786

( ) 内は構成比

### 2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農業	391 ( 1.4% )	376 ( 1.2% )	△15
林業	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
水産業	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
製造業	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
建設・不動産業	15,875 ( 58.3% )	15,165 ( 51.0% )	△710
電気・ガス・熱供給水道業	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
運輸・通信業	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
金融・保険業	500 ( 1.8% )	1,000 ( 3.3% )	500
卸売・小売業・サービス業・飲食業	2,392 ( 8.7% )	2,280 ( 7.6% )	△112
地方公共団体	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
非営利法人	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
その他	8,042 ( 29.5% )	10,881 ( 36.6% )	2,839
合 計	27,203 ( 100.0% )	29,705 ( 100.0% )	2,502

( ) 内は構成比

### 3 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金・定期積金等	4,148	3,949	△199
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	21,153	23,749	2,596
その他担保物	-	-	-
小 計	25,302	27,699	2,397
農業信用基金協会保証	25	-	△25
その他保証	1,327	968	△359
小 計	1,352	968	△384
信 用	29	21	△8
合 計	26,684	28,689	2,005



#### 4 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
固定金利貸出	22,204 ( 81.6% )	24,576 ( 82.7% )	2,372
変動金利貸出	4,998 ( 18.3% )	5,128 ( 17.2% )	130
合 計	27,203 ( 100.0% )	29,705 ( 100.0% )	2,502

( ) 内は構成比

#### 5 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
運転資金	541 ( 1.9% )	1,038 ( 3.5% )	497
設備資金	21,144 ( 77.7% )	22,053 ( 74.2% )	909
生活資金	300 ( 1.1% )	1,718 ( 5.8% )	1,418
その他	5,217 ( 19.1% )	4,894 ( 16.5% )	△323
合 計	27,203 ( 100.0% )	29,705 ( 100.0% )	2,502

( ) 内は構成比

#### 6 債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	-	-	-

## 7 主要な農業関係の貸出金残高

### ① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農業	19	12	△7
穀作	-	-	-
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	3	0	△3
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	15	11	△4
農業関連団体等	-	-	-
合 計	19	12	△7

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

### ② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	19	12	△7
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	19	12	△7

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

## 8 リスク管理債権残高

(単位：百万円)

種	類	令和元年度	令和2年度	増減
破綻先債権額		-	-	-
延滞債権額		-	-	-
3ヵ月以上延滞債権額		-	-	-
貸出条件緩和債権額		-	-	-
合計		-	-	-

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 9 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区	分	債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	-	-	-	-	-
	令和元年度	-	-	-	-	-
危険債権	令和2年度	-	-	-	-	-
	令和元年度	-	-	-	-	-
要管理債権	令和2年度	-	-	-	-	-
	令和元年度	-	-	-	-	-
小計	令和2年度	-	-	-	-	-
	令和元年度	-	-	-	-	-
正常債権	令和2年度	29,722				
	令和元年度	27,217				
合計	令和2年度	29,722				
	令和元年度	27,217				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外に区分される債権

## 10 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	88	69	-	88	69	69	76	-	69	76
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	88	69	-	88	69	69	76	-	69	76

## 11 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	-	-

## 12 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 為替

### 1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	令和元年度		令和2年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	3	19	2	20
	金額	9,741	16,637	10,093	16,177
代金取立為替	件数	0	0	-	-
	金額	2	-	-	-
雑為替	件数	0	-	0	0
	金額	4,075	4,035	3,445	3,403
合 計	件数	4	20	3	21
	金額	13,819	20,673	13,538	19,581

### 2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

### 3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

## 証券・窓販

### 1 公共債引受・窓販実績

(単位：百万円)

種	類	令和元年度	令和2年度
公共債引受額		-	-
公共債窓販実績		-	20

### 2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。



## 有価証券等

### 1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国債	770	860	90
地方債	881	1,043	162
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
社債	752	997	245
株式	-	-	-
受益証券	231	399	168
その他証券	-	-	-
合 計	2,636	3,301	665

### 2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
<b>令和元年度</b>								
国債	-	518	-	-	-	216	-	734
地方債	99	199	104	-	108	304	-	817
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	212	107	213	299	-	833
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	395	-	-	395
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>令和2年度</b>								
国債	-	510	-	-	0	396	-	917
地方債	100	-	103	-	107	785	-	1,406
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	210	106	212	584	-	1,113
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	386	-	-	386
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

## 4 有価証券の時価情報等

### ① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

### ② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	299	303	3	100	100	0
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	299	303	3	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9	9	0	9	9	0
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	9	9	0	9	9	0
合計	309	313	3	109	109	0	

### ③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えるも の	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	1,879	1,790	88	1,657	1,591	65
	国債	625	600	24	615	600	15
	地方債	517	491	25	410	391	18
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	736	698	37	630	599	30
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	1,879	1,790	88	1,657	1,591	65
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えない もの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	196	200	△ 3	1,745	1,792	△ 46
	国債	99	100	-	291	299	△ 8
	地方債	-	-	-	585	593	△ 8
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	96	100	△ 3	482	499	△ 16
	その他の証券	395	400	△ 4	386	400	△ 13
	小計	591	600	△ 8	1,745	1,792	△ 46
合 計	2,470	2,390	79	3,402	3,383	18	

## 5 金銭の信託の時価情報

### ①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

### ②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

### ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

# 共済事業

## 1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種	類	令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	525	24,027	977	23,967
	定期生命共済	-	213	65	278
	養老生命共済	353	8,083	330	7,540
	(うちこども共済)	146	2,968	130	2,928
	医療共済	-	610	-	609
	がん共済	-	133	-	124
	定期医療共済	-	147	-	156
	介護共済	9	103	3	106
	年金共済	-	178	-	163
建物更生共済		9,129	157,281	10,374	157,020
合 計		10,018	190,778	11,750	189,967

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、介護共済は一時払い契約の、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

## 2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種	類	令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		-	6	0	6
がん共済		-	1	0	2
定期医療共済		-	0	-	-
合 計		-	8	0	9

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

## 3 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種	類	令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		60	480	3	441
生活障害共済(一時金型)		-	-	65	65
生活障害共済(定期年金型)		-	-	2	52
特定重度疾病共済				62	62

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

#### 4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	46	633	113	718
年金開始後	-	444	-	415
合 計	46	1,077	113	1,133

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

#### 5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	747	15,011	9	707	14,216	8
自動車共済	967	-	63	952	-	59
傷害共済	2,777	10,112	0	1,405	10,860	0
定額定期生命共済	1	-	0	1	4	0
賠償責任共済	527	4	1	525	-	1
自賠責共済	88	-	2	103	-	2
その他	-	-	2	-	-	-
合 計	5,107	25,127	76	3,693	25,080	72

(注) 金額は、保障金額を表示しています。



# 経済事業

## 1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	6,059	6,902
農薬	4,273	3,741
飼料	558	769
農業機械	10,775	5,723
自動車（除く二輪）	-	-
燃料	-	-
包装資材	621	1,075
保温資材	15,306	17,552
その他生産資材	5,027	4,304
その他	2,246	3,301
小 計	44,867	43,372
生活物資		
食品	10,476	9,471
米	2,574	3,062
生鮮食品	5,239	-
一般食品	2,663	6,408
衣料品	2	15
耐久消費財	1,288	49
日用保健雑貨	1,710	2,756
家庭燃料	117	28
その他	3,118	-
小 計	13,595	12,322
合 計	58,463	55,694

## 2 販売事業

### ①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
	取扱高	取扱高
米	-	-
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	-	-
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	-	-

### ②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
	販売高	販売高
米	-	-
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	3,486	3,704
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	3,486	3,704

## その他の事業

### 1 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
収益		
受託宅地等供給収益	204,261	204,617
買取宅地等供給収益	-	-
合 計	204,261	204,617
費用		
受託宅地等供給費用	4,150	1,135
買取宅地等供給費用	-	-
合 計	4,150	1,135
差 引 利 益	200,111	203,482

### 2 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	110	90
実費収入	-	-
健康管理収入	2,317	2,016
指導雑収入	3,718	23,855
合 計	6,145	25,963
支出		
営農改善費	1,077	1,034
生活文化事業費	-	-
教育情報費	244	194
健康管理費	2,317	2,016
指導雑費	2,331	15,796
合 計	5,973	19,044
収 支 差 額	175	6,919

# 経営諸指標

## 1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	5,750	4,965
一店舗当り貯金残高	77,625	76,960
一職員当り貸出金残高	3,752	3,960
一店舗当り貸出金残高	27,203	29,705
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	26,314	21,107
一店舗当り長期共済保有高	190,778	189,967
◆経済事業関係		
一職員当り購買品供給高	17	36
一職員当り販売品販売高	1	-
一店舗当り購買品供給高	58	55

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

## 2 利益率

(単位：%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.40%	0.40%	0.00%
資本経常利益率	4.00%	3.80%	-0.20%
総資産当期純利益率	0.30%	0.30%	0.00%
資本当期純利益率	2.80%	2.80%	0.00%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

## 3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減	
貯貸率	期末	35.00%	38.50%	3.50%
	期中平均	37.50%	37.20%	-0.30%
貯証率	期末	3.50%	4.50%	1.00%
	期中平均	3.30%	4.30%	1.00%

# 自己資本の充実の状況

## 1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,415	10,674
うち、出資金及び資本準備金の額	328	328
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	10,136	10,394
うち、外部流出予定額(△)	49	48
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	69	76
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	69	76
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,484	10,751
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	3
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る1.5パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	3
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	10,479	10,747

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	32,332	33,905
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,071	1,908
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額 (二)	34,404	35,814
<自己資本比率>		
自己資本比率 (ハ) / (二)	30.46%	30.00%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。



## 2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	80	-	-	127	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	711	-	-	911	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	792	-	-	1,086	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	499	49	1	499	49	1
我が国の政府関係機関向け	100	10	0	200	20	0
地方三公社向け	1,526	20	0	1,367	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	55,153	11,030	441	51,742	10,348	413
法人等向け	2,012	538	21	1,929	535	21
中小企業等向け及び個人向け	133	11	0	161	18	0
抵当権付住宅ローン	13,467	4,564	182	14,049	4,769	190
不動産取得等事業向け	4,578	4,530	181	5,343	5,272	210
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	3	-	0	4	-	-
信用保証協会等保証付	972	96	3	870	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	94	94	3	93	93	3
（うち出資等のエクスポージャー）	-	-	-	93	93	3
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	8,830	11,385	455	9,972	12,652	506
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-	3,349	8,374	334
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	57	143	5	43	109	4
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	-	-	-	6,578	4	166

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	400	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	400	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	89,355	32,332	1,293	88,760	33,905	1,356
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	89,355	32,332	1,293	88,760	33,905	1,356
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	0		0	1,908		76
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	32,332		1,293	35,814		1

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和元年度				令和2年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	88,955	27,217	2,303	-	88,360	29,722	3,097	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	88,955	27,217	2,303	-	88,360	29,722	3,097	-
法人	農業	5	5	-	3	3	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,460	1,360	100	-	1,559	1,258	300
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	199	-	199	-	299	-	299
	金融・保険業	59,550	500	499	-	56,160	1,002	499
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,833	2,801	-	-	2,492	2,461	-
	日本国政府・地方公共団体	1,504	-	1,504	-	1,997	-	1,997
	上記以外	165	165	-	-	152	152	-
	個人	-	-	-	-	24,842	24,842	-
	その他	-	-	-	-	852	-	-
業種別残高計	88,955	27,217	2,303	-	88,360	29,722	3,097	
1年以下	54,579	226	200		50,545	104	200	
1年超3年以下	1,262	660	601		2,344	1,943	401	
3年超5年以下	2,107	1,806	300		1,755	1,455	300	
5年超7年以下	961	861	99		1,044	745	299	
7年超10年以下	1,765	1,465	300		1,508	1,398	110	
10年超	23,988	22,186	801		26,852	24,067	1,785	
期限の定めのないもの	4,291	10	-		4,308	8,684	-	
残存期間別残高計	88,955	27,217	2,303		88,360	29,722	3,097	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和元年度				令和2年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度						令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動 産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リ スク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	7,610	7,610	-	7,638	7,638
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	1,564	1,564	-	1,560	1,560
	リスク・ウェイト20%	-	55,256	55,256	-	52,047	52,047
	リスク・ウェイト35%	-	13,041	13,041	-	13,626	13,626
	リスク・ウェイト50%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト75%	-	15	15	-	24	24
	リスク・ウェイト100%	-	8,078	8,078	-	10,069	10,069
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	3,388	3,388	-	3,393	3,393
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	88,955	88,955	-	88,360	88,360	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合あでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手の為に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。



② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	1,426	-	1,067
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	0	-
中小企業等向け及び個人向け	2	-	1	-
抵当権付住宅ローン	3	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	20	-	28	-
合 計	26	1,426	30	1,067

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,424	3,424	3,442	3,442
合計	3,424	3,424	3,442	3,442

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## 8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	400,000
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

## 9 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,106	1,190	90	95
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	785	918		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	153	124		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,106	1,190		
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	10,479		10,747	

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
  2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
  3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
  5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 役員等の報酬体系

## 1 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	63,906	5,325

（注1） 対象役員は、経営管理委員、理事、監事です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

#### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2 職員等

### (1) 対象職員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であつて、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和2年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和2年度において当組合の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

## 3 その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。



# 当組合の組織

## 1 組合員数

(単位：人)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
正組合員数	548	542	△6
個人	548	542	△6
法人	-	-	-
准組合員数	1,596	1,550	△46
個人	1,596	1,550	△46
法人	-	-	-
合 計	2,144	2,092	△52

## 2 組合員組織の状況

(令和3年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
青壮年部	45 人
女性部	120 人
農業生産部	38 人
資産管理部会	259 人
青色申告書部会	106 人
土の会	48 人
女性農業者の会	13 人

組 織 名	構成員数
世田谷一丁目支部	1 人
世田谷二丁目支部	5 人
世田谷三丁目支部	5 人
世田谷四丁目支部	7 人
代田支部	8 人
羽根木支部	4 人
経堂支部	8 人
横根支部	26 人
宇山支部	24 人
弦巻支部	8 人
上下馬支部	6 人
中町支部	26 人
等々力第一支部	25 人
等々力第二支部	34 人
等々力第三支部	26 人
尾山支部	4 人
野毛支部	15 人
上野毛支部	12 人
瀬田支部	32 人
用賀東部支部	28 人
用賀西部第一支部	14 人
用賀西部第二支部	17 人

深沢東部支部	34	人
深沢西部支部	32	人
新町支部	10	人
松原支部	16	人
赤堤支部	15	人
上北沢南部支部	15	人
上北沢北部支部	18	人
山谷支部	10	人
本郷・門前支部	8	人
碑文谷支部	10	人
谷畑支部	8	人
中根支部	14	人
衾支部	14	人
五本木支部	4	人

当組合の組合員組織を記載しています

### 3 役員一覧

(令和3年4月1日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
経営管理委員会会長	飯田勝弘	非常勤	経営管理委員	佐藤満秀	非常勤
経営管理委員会副会長	高橋昌規	非常勤	経営管理委員	加藤孝一	非常勤
経営管理委員	岩田清	非常勤	代表理事理事長	上保貴彦	常勤
経営管理委員	荒井茂実	非常勤	代表理事専務	岡庭正幸	常勤
経営管理委員	三田浩司	非常勤	代表理事常務	浅海高弘	常勤
経営管理委員	安藤裕司	非常勤	代表監事	小山義廣	非常勤
経営管理委員	大平守行	非常勤	常勤監事	野口秀樹	常勤
経営管理委員	西尾成子	非常勤	監事	浦野美枝子	非常勤
経営管理委員	宇田川千代野	非常勤	監事	黒田治彦	非常勤
経営管理委員	河原正幸	非常勤			

### 4 職員

(単位：人)

項目	令和元年度			令和2年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	41	20	61	35	19	54
営農指導員	-	-	-	-	-	-
生活指導員	-	-	-	-	-	-
合計	41	20	61	35	19	54



## 7 沿革・歩み

昭和27年	世田谷・玉川全円・深沢新町・松沢・目黒の各農協が合併世田谷目黒農業協同組合が成立。
昭和30年	現在地に事務所新築。木造2階建。
昭和42年	本店落成。鉄筋3階建
昭和50年	貯金100億円、長期共済保有100億円達成。
昭和52年	第一次オンラインネットサービス開始。総合口座発売開始。 新玉川線開通記念貯蓄推進運動
昭和53年	優績組合全国表彰
昭和54年	譲渡性貯金発売。第二次オンライン開始。
昭和55年	長期共済保有300億円達成
昭和56年	期日指定定期貯金発売開始、年金共済スタート「いきがい」と命名する。
昭和58年	金融機関第二土曜日休業スタート。優績組合全国表彰。終身共済「ちとせ」発売。
昭和59年	貯金200億円、長期共済保有500億円達成記念大会。 ATM導入、農協倉庫新築、資産管理事業開始、全国ネットサービス開始。
昭和60年	優良農協として東京都農業協同組合中央会より受彰。 大口貯金金利自由化、MMC発売開始、優績組合全国表彰。
昭和62年	東京ネットサービス開始。 共済新契約100億円速成、以後毎年100億円の実績を上げる。 親子野菜ふれあい収穫オリエンテーリング始まる。
昭和63年	農林中央金庫表彰 赤堤支店開店。 貯金300億円、共済800億円達成記念大会。
平成3年	長期共済保有1000億円達成記念大会。 サンデーバンキング開始。みどり年金取扱い開始。
平成4年	「JA」マーク及び愛称をJA世田谷目黒とする。
平成5年	第三次オンライン開始。
平成7年	長期共済保有1500億円達成。
平成10年	新情報系システム導入
平成11年	建物更生共済10型発売開始
平成12年	渉外支援システム（ハンディ端末）導入 郵便貯金とのATM相互利用開始
平成13年	経費システム導入 インターネット・モバイルバンキング取扱開始
平成15年	組合内ネットワーク運用開始
平成16年	環境方針制定 ISO14001取扱開始
平成17年	「ISO14001」認証取得 印紙税特例納付開始 新農協系統信用システム（JASTEM）運用開始
平成18年	個人向け国債取り扱い開始 生体認証付ICキャッシュカード発行開始
平成20年	農業電子図書館設置
平成21年	ファーマーズセンターオープン
平成22年	新本店落成 赤堤支店統合
平成24年	基幹システム「compass-JA（財務会計、管理会計、固定資産システム）」導入
平成25年	基幹システム「compass-JA（購買システム）」導入 山形農業協同組合と友好組合協定締結
平成26年	買取販売事業開始 「一步先行く」ロゴ商標登録
平成27年	島根県農業協同組合と友好組合協定締結
平成28年	東京農業大学と包括連携協定締結 松本ハイランド農業協同組合と友好組合協定締結 あさか野農業協同組合と友好組合協定締結
平成30年	クレイン農業協同組合と友好組合協定締結
令和2年	世田谷区と「都市農地保全に関する連携協定」を締結 「世田谷目黒農協 畑のちから」ブランドロゴ商標登録

一步先行く



## 8 店舗一覧

(令和3年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	154 - 0015	東京都世田谷区桜新町2-8-1	03-3428-8111	1
ファーマーズセンター	154 - 0015	東京都世田谷区桜新町2-29-1	03-3428-5211	0

店舗外ATM設置台数 0台

## 9 特定信用事業代理業者の状況

(令和3年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

## 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I	概況及び組織に関する事項	
1	業務運営の組織	83
2	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	82
3	事務所の名称及び所在地	85
4	特定信用事業代理業者に関する事項	85
II	主要な業務の内容	
5	主要な業務の内容	16
III	主要な業務に関する事項	
6	直近の事業年度における事業の概況	6
7	直近の5事業年度における主要な業務の状況	
	①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	46
	②経常利益又は経常損失	46
	③当期剰余金又は当期損失金	46
	④出資金及び出資口数	46
	⑤純資産額	46
	⑥総資産額	46
	⑦貯金等残高	46
	⑧貸出金残高	46
	⑨有価証券残高	46
	⑩単体自己資本比率	46
	⑪剰余金の配当の金額	46
	⑫職員数	46
8	直近の2事業年度における事業の状況	
	①主要な業務の状況を示す指標	47
	②貯金に関する指標	49
	③貸出金等に関する指標	50
	④有価証券に関する指標	56
IV	業務の運営に関する事項	
9	リスク管理の体制	12
10	法令遵守の体制	13
11	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11
12	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14
V	組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	24
14	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	53
	②延滞債権に該当する貸出金	53
	③3か月以上延滞債権に該当する貸出金	53
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	53
15	元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	
16	自己資本の充実の状況	68
17	取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
	①有価証券	59
	②金銭の信託	59
	③デリバティブ取引	59
	④金融等デリバティブ取引	59
	⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	59
18	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
19	貸出金償却の額	54
20	会計監査人の監査を受けている旨	45



# J A 綱 領

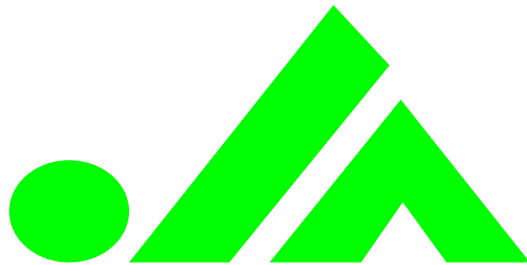
## わたしたち J A のめざすもの

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 一. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 一. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



## 世田谷目黒農業協同組合

本 店

住 所 〒154-0015 東京都世田谷区桜新町二丁目8番1号

電 話 (代表) 03 (3428) 8111

F A X { 金融部(貯金課、貸出課、渉外課、共済課) 03 (3428) 8322  
貸出審査室、監査室  
資産サポート部(資産相談課) 03 (3706) 0150  
総務部、企画管理部

ファーマーズセンター

住 所 〒154-0015東京都世田谷区桜新町二丁目29番1号

電 話 営農相談室、体験農園室 03 (3428) 5211

F A X 03 (3428) 8803

ホームページURL : <https://www.ja-setame.or.jp/>

E-mail : [info@ja-setame.or.jp](mailto:info@ja-setame.or.jp)